

社会福祉法人五城目町社会福祉協議会

除雪機貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自力で除排雪を行うことが困難な高齢者世帯及び障害者世帯(以下「除排雪困難世帯」という。)に対して除排雪ボランティアを実施する団体や個人に除雪機を貸出し、冬期間における交通の安全確保と生活環境の向上を図ることを目的とする。

《改正 R2. 12. 1》

(貸出しの対象者)

第2条 除雪機の貸出しの団体及び対象者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町内会
- (2) ボランティアを行う個人
- (3) ボランティア団体・グループ
- (4) その他会長が認めた団体

《改正 R2. 12. 1》

(除雪機の貸出期間等)

第3条 除雪機の貸出期間は、12月1日より翌年3月31日までとする。

- 2 除雪機の貸出日数は、1回の貸出は5日以内とする。ただし、会長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。
- 3 除雪機の貸出台数は、1回につき1台とする。

(申請)

第4条 除雪機の貸出しを受けようとする団体(以下「申請者」という。)は、予め、除雪機借用申請書(様式1号)を会長に提出しなければならない。

(貸出決定)

第5条 会長は、申請があったときは、速やかにその内容を審査し、除雪機の貸出しの可否を決定するものとする。

- 2 会長は、申請があった場合において、必要な指示又は条件を付することができるものとする。
- 3 会長は、除雪機の貸出しの可否を決定したときは、除雪機貸出決定通知書(様式第2号)又は除雪機貸出不承認通知書(様式第3号)により貸出申請を行った団体に通知するものとする。

(貸出要件)

第6条 除雪機の貸出条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 除雪機の貸出しを受けた団体（以下「借受団体」という。）は、除雪機を他に転貸しないこと。

(2) 借受団体は、除雪機を安全に使用するとともに、盗難等を防止するため適正な管理を行うこと。

(3) 借受団体は、申請時までには除雪機を運転する者に対しボランティア保険に加入させなければならない。

(4) 借受団体は、除排雪に当たった運転者等の記録を、除雪機運転日報（別紙第4号）に記入すること。

(5) 搬入、搬出は借受団体が責任をもって行うこと。

（貸出料）

第7条 除雪機の貸出料は無料とする。ただし、貸出しを受けた除雪機の使用にかかる燃料代、保険料は、借受団体の負担とする。

（亡失、損傷及び故障）

第8条 借受団体は、除雪機を亡失したとき又は除雪機が損傷若しくは故障したときは、直ちにその状況を会長に（様式第5号）報告し、その指示を受けなければならない。

2 借受団体は、自らの責任と認められる前項の亡失、損傷若しくは故障の場合は、その補てんや、修理をしなければならない。

（貸出中止）

第9条 会長は、借受団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その貸出期間にかかわらず、除雪機の貸出しを中止し、返却させることができる。

(1) この要綱又は貸付決定の条件に違反したとき。

(2) その他除雪機の管理上必要があるとき。

（返却）

第10条 借受団体は、貸出期間を満了したときは、除雪機の異常の有無を確認し、燃料を満タンにしたうえで、除雪機運転日報及び使用実績報告書（様式第4号）を添えて、会長に除雪機を返却しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるものの他、除雪機の貸出しに関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

除雪機借用申請書

平成 年 月 日

社会福祉法人五城目町社会福祉協議会
会 長 様

団体名 _____

(申請者) 代表者名 _____ 印

住所 _____

電話番号 _____

(緊急連絡先) 責任者 _____

電話番号 _____

除雪機の借入について、下記のとおり申請いたします。
なお、除雪機の使用にあたっては、除雪機貸出事業実施要綱に定められた事項を遵守いたします。

記

1. 使用場所 _____
2. 使用する期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
3. 除雪機運転者名 ① _____ ② _____
4. ボランティア活動保険加入カード写し

※この欄には記入 しないでください。	除雪機 NO	受付者名	受付 NO
	借受時間 月 日 時 分	返却時間 月 日 時 分	
	整備 有 無	燃料 満タン 有 無	

様

社会福祉法人五城目町社会福祉協議会
会 長 印

除雪機貸出決定通知書

先に申請のありました除雪機の貸出しにつきましては、次のとおり貸し出しすることに決定しましたので、通知いたします。

貸出期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで
貸出場所及び返却場所	五城目町保健介護支援センター内 社会福祉法人五城目町社会福祉協議会 受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで。
貸出条件等	<p>(1) 除雪機の転貸しをしないこと</p> <p>(2) 除雪機を安全に使用するとともに、盗難等を防止するため適正な管理を行うこと</p> <p>(3) 使用者は、ボランティア保険に加入すること</p> <p>(4) 除雪機日報を作成すること</p> <p>(5) 貸出しを受けた目的以外に除雪機を使用しないこと</p> <p>(6) 貸出期間が満了したときは、事前に点検し、異常がないと認められた場合は、燃料を満タンにしたうえで、除雪機使用報告書を提出すること</p> <p>(7) 借受人の責任で除雪機を毀損し又は滅失したときは、直ちに報告するとともに、会長の指示に従い、借受人の負担においてこれを補修し又は損害を賠償しなければならないこと</p>

平成 年 月 日

様

社会福祉法人五城目町社会福祉協議会

会 長 印

除雪機貸出不承認決定通知書

先に申請のありました除雪機の貸出しにつきまして、厳正に審査した結果、今回貸し出さないことを決定しましたので、通知いたします。

除雪機運転日報及び使用実績報告書

社会福祉法人五城目町社会福祉協議会
会 長 様

団 体 名 _____

代表者名 _____ 印

(運転日報)

日付	運転者氏名	要援護者名	時 間	天 気
／			時 分 ～ 時 分	
／			時 分 ～ 時 分	
／			時 分 ～ 時 分	
／			時 分 ～ 時 分	
／			時 分 ～ 時 分	
／			時 分 ～ 時 分	
／			時 分 ～ 時 分	
／			時 分 ～ 時 分	
／			時 分 ～ 時 分	
／			時 分 ～ 時 分	
／			時 分 ～ 時 分	
／			時 分 ～ 時 分	
／			時 分 ～ 時 分	
／			時 分 ～ 時 分	
／			時 分 ～ 時 分	

(使用実績報告)

除雪機を運転した日数	日	除雪した総回数	回
特 記 事 項			

除雪機亡失、損傷及び故障届出書

平成 年 月 日	
社会福祉法人五城目町社会福祉協議会 会 長 様	
団 体 名 _____	
代 表 者 名 _____ 印	
亡失、損傷及び故障日時 (発見・確認含む)	平成 年 月 日 時 分
種 類	
亡失、損傷及び故障状況 (詳 細)	